

当日追加資料_事前質問NO5_緊急一時保護利用者数の推移

令和3年度	登録者数	緊急利用	体験利用	令和4年度	登録者数	緊急利用	体験利用	令和5年度	登録者数	緊急利用	体験利用	累計	登録者数	緊急利用	体験利用
障害者	11	1	9	障害者	68	6	353	障害者	86	10	455	障害者	165	17	817
障害児	16	0	1	障害児	28	1	18	障害児	49	2	17	障害児	93	3	36
合計	27	1	10	合計	96	7	371	合計	135	12	472	合計	258	20	853

松戸市における地域生活支援拠点等の機能を担う事業所名簿

令和6年10月1日現在

No	名称	事業種別	事業所番号	所在地	電話番号	地域生活支援拠点等として担う機能					開始日
						①	②	③	④	⑤	
						相談	緊急時の 受入・対応	体験の 機会・場	専門的人材の 確保・養成	地域の体制 づくり	
1	四恩の杜まつど	就労継続支援B型	1212402117	松戸市新松戸 3-91 センチュリービル 202	047-375-8465			○			R3. 11. 1
2	相談支援事業所まつのみ	計画相談支援 障害児相談支援	1232400018 1272400159	松戸市五香 5-10-4	047-389-1010	○					R3. 12. 1
3	松戸市こども発達センター 相談支援事業所	計画相談支援 障害児相談支援	1232400125 1272400084	松戸市五香西 3-7-1	047-710-0323	○					R3. 12. 1
4	指定特定相談支援事業所 カーラ	計画相談支援 障害児相談支援	1232400083 1272400043	松戸市六実 1-64	047-710-2196	○				○	R5. 2. 1
5	エール	計画相談支援 障害児相談支援	1232400299 1272400225	松戸市小金 442-14 秋山ビル 3F	047-712-2300	○				○	R5. 2. 1
6	朗らかケア	計画相談支援 障害児相談支援	1232400570 1272400431	松戸市新松戸 3-328-A101	047-727-7202	○				○	R5. 12. 1
7	短期入所 松戸東平賀 (ソーシャルインクルー)	短期入所	1212402208	松戸市東平賀 275-1	047-710-2712		○	○			R6. 1. 1
8	ふたば	短期入所	1212401713	松戸市河原塚 298-1	047-710-2281		○	○	○		R6. 1. 1

成年後見制度

	松戸市	千葉市	船橋市	市川市	柏市
成年後見制度に関する相談	令和3年度： 令和4年度：140件 令和5年度：134件	令和3年度：統計なし 令和4年度：統計なし 令和5年度：統計なし	令和3年度：7,662件 令和4年度：7,924件 令和5年度：7,471件	令和3年度：統計なし 令和4年度：統計なし 令和5年度：統計なし	令和3年度：統計なし 令和4年度：17件 令和5年度：24件
市長申立て	令和3年度：3件 令和4年度：3件 令和5年度：2件	令和3年度：8件 令和4年度：6件 令和5年度：13件	令和3年度：1件 令和4年度：3件 令和5年度：2件	令和3年度：6件 令和4年度：5件 令和5年度：4件	令和3年度：8件 令和4年度：6件 令和5年度：6件
申立て費用助成	令和3年度：2件 令和4年度：2件 令和5年度：3件	令和3年度：0件 令和4年度：2件 令和5年度：0件			
報酬助成	令和3年度：40件 令和4年度：48件 令和5年度：54件	令和3年度：60件 令和4年度：81件 令和5年度：89件	令和3年度：19件 令和4年度：23件 令和5年度：19件	令和3年度：41件 令和4年度：42件 令和5年度：55件	令和3年度：22件 令和4年度：26件 令和5年度：23件

日常生活自立支援事業に関する回答

ご質問頂いている内容について、以下のとおり回答いたします。

①日常生活自立支援事業について、相談から支援開始に至るまでの手順をお示しく
ださい。

→①問い合わせ/相談受理

②事業説明/利用意思確認【訪問/電話調整】

③「利用申込書」/「契約締結判定ガイドラインその1」の実施【訪問】

④千葉県後見支援センター契約締結審査会での審査（月1回）

【千葉県社会福祉協議会】

⑤契約/金融機関との調整/支援開始

②支援開始までに6か月かかる場合もあることが課題の一つとされていますが、
松戸市の場合に相談から支援開始までに要している平均期間を各段階ごとにお聞
かせください。

→上記の手順

①～③約2か月

（必要とされる援助内容や判断能力の確認等、調整により4ヶ月程度の場合
もある）

③～④約1か月

④～⑤約1か月

③千葉市、船橋市、市川市、柏市における過去3年間の契約件数について一覧表の
形でお示しくください。

〔新規契約件数〕

	松戸市	千葉市	船橋市	市川市	柏市
令和3年度	13	84	18	11	18
令和4年度	8	86	28	4	19
令和5年度	21	78	42	5	17
令和6年9月末	18	43	21	4	4

〔当該年度末契約者数〕

	松戸市	千葉市	船橋市	市川市	柏市
令和3年度	90	267	70	61	118
令和4年度	70	256	87	55	108
令和5年度	73	247	102	53	105
令和6年9月末	80	259	109	50	94

④松戸市における契約件数が伸び悩んでいる主な理由と、考えられる対策についてお聞かせください。

【「契約件数が伸び悩んでいる」理由について】

令和2・3年度はコロナ禍にあり担当課としてコロナ特例貸付相談業務を担っていたこと、令和4年度は、解約数が前年度比約2倍（28件）と増えたこと、そのため新規契約数が伸び悩んだ。

しかし、令和5年度より専門員1名増（4名）となり、前年度比約3倍に契約数は増加、さらに令和6年度は、前年度比約2倍に契約数は伸びている状況である。

ただ、専門員は、相談調整から契約した後も、各ケースの支援調整や解約業務まで担っている。そのため、契約前の、課題を整理し支援計画を立てるまでの調整が困難であるケースや契約後に支援計画以上に支援回数を要望する場合のケースが多くなる場合は、契約業務が伸び悩む原因になっている。

【「考えられる対策」について】

①専門員数の増員

令和5年度からの契約数の上昇に示されているとおり、専門員数が増えることは契約数の伸びに直結する対策である。上記の課題解決のためにも例年、専門員の人員増について行政への要望している。

また、新規相談件数は増加していないが、そのうちの本事業の利用希望にあたる割合が増加しているため、待機を減らすためにも専門員が増員されることが望まれる。

②本事業の金銭管理に対する理解

契約後に、相談者本人の認識している金銭管理と合わずに、支援計画が進まずに解約となるケースがあるため、相談者及び関係者に対し本事業の説明をより一層丁寧に進めていきたい。

③関係機関との役割分担

課題の多いケースの契約前の調整、また解約になる場合における後見制度へつなぐための調整、など関係機関と連携し協力をもとめながら役割分担をしていきたい。

④生活支援員のスキルの向上

契約し支援が開始しても、対応が困難な場合には地域住民である生活支援員に引継ぎができずに、専門員が継続して支援をしている。できるだけ生活支援員に引継ぎができるように、人員確保や人材育成を進めたい。

障害者計画推進協議会事前質問に係る別添資料【事前質問No.10 関係】

巡回相談実施に係る事項について
《事業実施のフロー》

* 事前の流れ

- ① 巡回相談を申し込むことについて、施設が対象児童保護者から同意を得る。
 - 巡回相談においては、対象児童の保育場面における観察を行い、申し込み段階において対象児童の詳細情報を取得するため。
- ② 巡回相談申込書（対象児童一覧）及び連絡票（対象児童の概要記載の個票）を発達センター宛てに送付
- ③ 訪問日程の調整（発達センターから施設へ連絡）

* 当日の流れ

- ① 発達センター専門職が対象児童の通う施設へ訪問し、保育場面の観察を行う。
- ② 保育場面の観察終了後に、担任等の施設職員との振り返りを行う。
 - 振り返り（カンファレンス）において、対象児童に対する対応方法等の助言を行う。

《対象児童の発達センター利用》

* 令和5年度の観察対象児童数

観察対象実人数：421名

【内訳】

- ・ 発達センターをすでに利用していた人数：210名
- ・ 巡回以降に発達センターを利用した人数：64名
- ・ 発達センターを利用していない人数：147名

※ 令和5年度実績の299件は、巡回相談により訪問した施設（延べ）の数値となっているので、センター利用者に関しては巡回相談の対象となった児童の人数を基礎としています。

※ 「千葉県障害児等療育支援事業」は千葉県から松戸市が受託し行っている事業で、その中に「施設支援指導事業（巡回相談）」が含まれています。

この巡回相談は、集団生活を送るうえで配慮を要する児童を保育（支援）する担任等の施設職員として規定されており、実際に集団での保育場面において、担任等の職員が「どのように対応したらより良い保育（支援）ができるか」に関して発達センター専門職が助言等を行う事を巡回相談の主目的としているため、結果として発達センターの利用につながったケースはありますが、基本的に巡回相談は発達センターの利用につなげるための事業ではないこととなります。